

## 議員派遣について

平成 29 年 10 月 2 日

地方自治法第 100 条第 13 項及び舞鶴市議会会議規則第 167 条第 1 項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- ・ 平成 29 年度市町村職員等共同研修「市町村議会委員長研修会」
  - (1) 派遣期日 平成 29 年 11 月 7 日（火）
  - (2) 派遣場所 ルビノ京都堀川（京都市）
  - (3) 派遣目的 「市町村議会委員長研修会」に参加するため
  - (4) 派遣議員 上羽和幸議員 岸田圭一郎議員 桐野正明議員  
鯛 慶一議員 水嶋一明議員